

戦争法案に反対する抗議声明

2015年5月14日、安倍自公政権は「国際平和支援法案」と、武力攻撃事態法、自衛隊法、船舶検査法などの10の法律の改正法を一括した「平和安全法制整備法案」と称する2つの法案を閣議決定し、15日に国会に提出した。

安倍首相は閣議決定後の記者会見で、「もう2度と戦争の惨禍を繰り返してはならない」と述べて、こうした法案の必要性を力説した。法案でも、「武力による威嚇又は武力の行使」は認められないとされている（国際平和支援法案2条2項）。ただ、法案をみれば、戦争に必須の「後方支援」、上陸作戦の露払いの役割を果たす可能性のある「機雷掃海」、「米艦護衛」など、国際的には当然に「武力の行使」と看做されるものばかりである。邦人救出の議論に関して自衛隊の準機関紙『朝雲』2015年2月12日付も「現実味に欠ける」「無責任」という批判を加えるなど、安倍自公政権の議論は軍事的な常識からは噴飯ものの机上の空論と評価せざるを得ないものが多く存在する。戦闘中の軍隊への後方支援などが「武力の行使」に当たらないと自民党と公明党の政治家が本当に思っているのであれば、軍事知識の幼稚さには驚くほかない。また、武力行使に当たるのを知りながら「武力の行使」でないとやっているのであれば、主権者である国民を欺く行為と言わざるを得ない。

海外での武力行使は、近隣諸国の民衆2000万人以上、日本国民310万人もの犠牲の上に成立した、日本国憲法の徹底した平和主義の理念と精神からは決して認められない。その上、安倍政権は4月27日に改定された「日米ガイドライン」で、アメリカと「後方支援」「機雷掃海」などを約束している。こうした約束は、主権者である国民、そして国民に選挙で選ばれた議員で構成される国会で十分な議論を経た上でなされるべきである。それが民主主義の当然のあり方である。にもかかわらず、国会での審議も経ずに海外での武力行使を外国と約束し、その後国内法を制定しようとする安倍政権の手法は独裁国家ならともかく、政治的先進国では到底ありえない暴挙、「国民主権」「民主主義」を蹂躪する行為である。内閣総理大臣その他の国務大臣には憲法尊重擁護義務が課されているが（憲法99条）、戦争法案は手続面でも内容面でも憲法の理念を踏みにじる、言語道断の法案である。

戦争法案だが、安倍政権は「平和安全法制」、「平和安全法制関連2法案」などと呼んでいる。しかし、海外での武力行使を可能にする法案である以上、正確には「戦争法案」「戦争2法案」と呼ばれるべき法案である。「平和安全法制」などと呼ぶのは、海外での武力行使、自衛隊員の死傷者が出る可能性のある法案の危険性を隠ぺいし、主権者である国民を欺こうとする、極めて悪質な命名である。

以上の理由で、「戦争をさせない1000人委員会あいち」は憲法を空文化し、民主主義を蹂躪する戦争2法案の閣議決定、国会提出に強く抗議し、今後も徹底的に反対する。

2015年5月20日

戦争をさせない1000人委員会あいち

（事務局長 飯島滋明：名古屋学院大学准教授。憲法学）

事務局：名古屋市熱田区金山町1-14-18

ワークライフプラザれある5F あいち平和フォーラム気付

TEL/052-678-3111 FAX/052-678-3123

ホームページ：<http://www.anti-war-aichi.info/>